

昇降機の検査方法、判定基準（案）

昇降機の検査は、別表（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表（ろ）欄に掲げる検査方法により、別表（は）欄に掲げる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。

別表（昇降機の検査の項目及び項目ごとの検査方法等）
（油圧式エレベーター）

1	(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準	
			要重点点検	要是正
1.1	機械室 機械室への通路・出入口	機械室扉の施錠の状況、手すり（手すりが必要な場合）、機械室への通行の状況及び階段の状況 機械室扉の自閉機能の状況	ロープ式エレベーターの1.1における機械室扉の施錠の状況、手すり（手すりが必要な場合）、機械室への通行の状況及び階段の状況の検査方法と同じ 扉を開状態で放し確認する	ロープ式エレベーターの1.1における機械室扉の施錠の状況、手すり（手すりが必要な場合）、機械室への通行の状況及び階段の状況の判定基準と同じ — 自閉できないこと
1.2	機械室内の状況及び照明・換気装置	エレベーター以外の設備の状況、照明装置、換気装置（換気装置が必要な場合）、壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況及び機械室床及び機器の汚損の状況 防油堤の状況 標識の状況 消火設備の状況	ロープ式エレベーターの1.2におけるエレベーター以外の設備の状況、照明装置、換気装置（換気装置が必要な場合）、壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況及び機械室床及び機器の汚損の状況の検査方法と同じ 目視で確認する 目視で確認する 目視で確認する	ロープ式エレベーターの1.2におけるエレベーター以外の設備の状況、照明装置、換気装置（換気装置が必要な場合）、壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況及び機械室床及び機器の汚損の状況の判定基準と同じ — — — 欠損・き裂があり外部に油が流出する恐れがあること 火気厳禁の標識が掲示されていないこと又は容易に確認できないこと 機械室または機械室付近に消火器又は消化砂が設置されていないこと
1.3	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器	ロープ式エレベーターの1.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.5の判定基準と同じ
1.4		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）	ロープ式エレベーターの1.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.6の判定基準と同じ
1.5		ヒューズ	ロープ式エレベーターの1.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.7の判定基準と同じ
1.6		電動機主回路の絶縁	ロープ式エレベーターの1.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.8の判定基準と同じ
1.7		制御回路の絶縁 （一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	ロープ式エレベーターの1.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.9の判定基準と同じ
1.8		信号回路の絶縁 （一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	ロープ式エレベーターの1.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.10の判定基準と同じ
1.9		照明回路の絶縁	ロープ式エレベーターの1.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.11の判定基準と同じ
1.10	接地	二次側の片側接地タイプの接地状況	ロープ式エレベーターの1.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.12の判定基準と同じ
1.11	空転防止装置	設置・作動状況	ストップバルブを閉じ上昇運転を行い電動機の運転状況を確認する	— 平成12年建設省告示第1423号第4第二号の規定に適合しないこと又は通常運転で電動機が回転を始めてから3分以内に作動しないこと
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	— 前回検査以降に不具合があり、空転防止装置の不良が明確で、改善されていないこと
1.12	階床選択機（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの1.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.13の判定基準と同じ
1.13	電動機・ポンプ	音の状況	聴診で確認する	— 異常音があること
		発熱の状況（油浸タイプを除く）	触診で確認する	— 異常な発熱があること
		振動の状況	聴診、触診で確認する	— 異常振動があること
		電動機とポンプの連結部の状況（油浸タイプを除く）	目視、聴診、触診で確認する	— 電動機とポンプの連結部に欠損、き裂若しくは滑りの異常があること
		パッキン部の状況（油浸タイプを除く）	目視で確認する	— ポンプから甚だしい油漏れがあること
1.14	圧力計（圧力センサと表示機能を含む）	設置状況	目視で確認する	— 平成12年建設省告示第1429号第2第二号の規定に適合しないこと
		表示値の状況	ストップバルブを閉じ油圧パワーユニット内の圧力を抜いて確認する	— パワーユニット内圧力を抜いた時に指示値が0を指さないこと
		損傷・作動状況	目視で確認するとともに圧力計の作動状況を確認する	— 圧力表示に影響があるような損傷があること又は作動しないこと
1.15	安全弁	設置・作動状況	ストップバルブを閉じ上昇運転させ安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する	— 平成12年建設省告示第1423号第4第二号の規定に適合しないこと又は安全弁作動圧力の銘板値がある場合はその値を超えていること
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	— 前回検査以降に不具合があり、安全弁の不良が明確で、改善されていないこと

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法		(は) 判定基準		
				要重点点検	要是正	
1. 16	油圧パワーユニット	逆止弁	設置・作動状況	かごの下降運転中に動力用電源を遮断して作動状況を確認する	—	平成12年建設省告示第1423号第4第二号口の規定に適合しないこと又はかごが停止しないこと若しくは作動が緩慢であること
			前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、逆止弁の不良が明確で、改善されていないこと
		流量制御弁 (装置が必要な場合)	作動状況	かごの加速・減速時の状態と走行時のかごの振動を体感で確認する	—	かごの加速・減速時に異常な衝撃があること又は緩慢であること若しくは走行中に異常な振動があること
			手動下降弁 (装置が必要な場合)	作動状況	無負荷の状態で作動状況を確認する	—
1. 19	油タンク	油漏れの状況	目視で確認する	—	油圧タンク、圧力計、蓋、エアブリーザー、油面計等に基だしい油漏れがあること	
		作動油の状況	目視、触診で確認する	—	運行に支障をきたす異物の混入があること	
		作動油の量	かごを最上階に停止させ、油面計又は油タンク内の油面高さを目視で確認する	—	油面計の下限値未満であること若しくは油タンク内の油面高さが吸い込み口より低い位置であること	
1. 20	作動油温度抑制装置(低温は装置のある場合)	設置・起動設定温度の状況	温度スイッチ又はセンサー等の有無により装置が設けられていることを目視で確認するとともに、その起動設定温度が規定値内であるか確認する(起動設定温度が容易に確認できるものに限る)	—	平成12年建設省告示第1423号第4第二号ハの規定に適合しないこと	
		作動状況	起動設定温度を操作し作動することを確認する(起動設定温度の変更で確認できない場合は起動信号を入力し確認する)	—	装置が作動しないこと	
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、作動油温度抑制装置の不良が明確で、改善されていないこと	
1. 21	ストップバルブ	作動状況	ストップバルブを閉じ上昇運転させ、かご位置又は油タンク内油量を目視で確認する	—	かごが動くこと又はタンク内油量が変動すること	
		油漏れの状況	目視で確認する	—	油漏れがあること	
1. 22	高圧ゴムホース (装置が必要な場合)	変形の状況	安全弁作動圧で目視で確認する	—	異常な変形があること	
		油漏れ、損傷の状況	目視で確認する	油のにじみがあること	油漏れ又はき裂等の損傷があること	
		曲げの状況	目視で確認する又は鋼製巻尺等で測定する	—	ゴムホースの曲げが液圧用鋼線補強ゴムホースアセンブリの規格(JIS B8360)の表8又は液圧用繊維補強ゴムホースアセンブリの規格(JIS B 8364)の表7に規定する最小曲げ半径未満であること	
		可動部との接触の状況	目視で確認する	—	可動部と接触していること	
1. 23	機械室機器の耐震対策	転倒・移動防止措置の状況	油圧パワーユニット、制御盤の取付状況を目視、触診で確認する	—	令第129条の8第1項の規定に適合しないこと	
2 共通						
2. 1	圧力配管(確認可能な範囲に限る)	取付状況	目視、触診で確認する	—	取付が堅固でないこと又は、可動部と接触していること	
		劣化状況	目視で確認する(埋設配管や天井・床下を配管しているものは、配管両端部を目視で確認する)	—	圧力配管の表面に著しい損傷・腐食があること	
		油漏れの状況	目視で確認する	—	油漏れがあること	
		配管経路の状況	目視で確認する	—	圧力配管・ブラケットが水に浸かること	
2. 2	圧力配管の耐震対策(確認可能な範囲に限る)	圧力配管の取付状況	目視で確認する	—	圧力配管の固定や振動、衝撃緩和措置に不備又は、損傷があること	
2. 3	調速機(装置が必要な場合)		ロープ式エレベーターの検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2. 1の判定基準と同じ		
2. 4 2. 5 2. 6	主索・鎖(間接式)	径の状況、素線切れの状況、摩耗粉の状況並びに損傷及び変形の状況	ロープ式エレベーターの2. 3、2. 4、2. 5における径の状況、素線切れの状況、摩耗粉の状況並びに損傷及び変形の状況の検査方法と同じ		ロープ式エレベーターの2. 3、2. 4、2. 5における径の状況、素線切れの状況、摩耗粉の状況並びに損傷及び変形の状況の判定基準と同じ	
		ロープ伸びの状況	かごを最上階に移動させプランジャーリミットスイッチの作動状況を確認する	—	かごが最上階着床位置より手前でプランジャーリミットスイッチが動作すること	
		鎖の劣化状況	目視で確認する	給油が不十分であること	甚だしい傷、変形、腐食、摩耗があること	
		鎖伸びの状況	ノギス等で測定する	—	基準長さに対し1.5%以上あること	
2. 7	主索・鎖の張り(間接式)	張りの状況	次の何れかで確認する ア. 各主索・鎖の末端部のスプリング高さを目視で比較する イ. 主索・鎖をかご上で揺らし主索の振幅が同等か確認する ウ. 主索・鎖をかご上で手で引き張りが同等か確認する	—	甚だしい不均等があること	

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
2.8	主索・鎖及び调速機ロープの端末と止め金具部（装置が必要な場合）	止め金具の取付状況及び損傷の状況	ロープ式エレベーターの2.7における止め金具の取付状況及び損傷の状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.7における止め金具の取付状況及び損傷の状況の判定基準と同じ	
		主索・鎖・调速機ロープ端末と止め金具の取付状況	目視で確認する	—	取付が確実でないこと
		損傷の状況	目視で確認する	—	止め金具及び止め金具の取付部に損傷、欠損、き裂があること
2.9	主索・鎖の緩み検出装置（間接式）	ロープ式エレベーターの2.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.8の判定基準と同じ		
2.10	はかり装置（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの2.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.9の判定基準と同じ		
2.11	ブランジャー	取付状況	触診で確認する	—	構成部材の取付けが堅固でないこと
		劣化状況	かご上又はビットで確認できる範囲を目視、触診で確認し、シリンドラパックンからの油漏れがある場合は全長を詳細に確認	—	甚だしい損傷、腐食があること
2.12	ブランジャーストップパー	設置・作動状況	各々のリミットスイッチを無効とし、かごを点検運転し、作動状況を確認する	—	平成12年建設省告示第1423号第4号二の規定に適合しないこと又はかごが停止しないこと
2.13	シリンドラ	劣化状況（目視確認可能な範囲に限る）	目視で確認する	—	甚だしい損傷、腐食があること
		パックン・エア抜きからの油漏れの状況	目視で確認する	—	異常な油漏れがあること
		取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	—	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
2.14	防火区画の壁貫通部（区画処理が必要な場合）	油圧配管・電線・作動油戻し配管の防火区画壁貫通部の状況	スリーブ等の防火区画貫通部への措置の状況を目視で確認し（目視確認できる範囲に限る）、外観に損傷や改変等がある場合は詳細に確認する	—	令112条第15項及び令129条の2の5第1項第七号の規定に適合しないこと
3 かご室					
3.1	かご室の周壁・天井及び床	ロープ式エレベーターの3.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.1の判定基準と同じ		
3.2	かごの戸及び敷居（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの3.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.2の判定基準と同じ		
3.3	かごの戸のスイッチ（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの3.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.3の判定基準と同じ		
3.4	ドアセフティ	ロープ式エレベーターの3.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.4の判定基準と同じ		
3.5	戸開き状態で動作する予圧装置（装置が必要な場合）	作動状況	予圧時にかごが動かないことを確認する	—	予圧時にかごが動くこと
3.6	床合わせ補正装置及び着床装置	ロープ式エレベーターの3.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.5の判定基準と同じ		
3.7	ドアゾーン行き過ぎ制限装置	作動状況	かごを着床面から概ね300mmの位置に停止させかご戸を開き作動を確認する	—	作動時にエレベーターが運転できること
		前回検査からの不具合と改善状況の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、ドアゾーン行き過ぎ制限装置の不良が明確で、改善されていないこと
3.8	車止め・光電装置等（自動車用）	ロープ式エレベーターの3.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.6の判定基準と同じ		
3.9	かご操作盤及び表示器	ロープ式エレベーターの3.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.7の判定基準と同じ		
3.10	外部への連絡装置（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの3.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.9の判定基準と同じ		
3.11	かご内非常停止スイッチ	ロープ式エレベーターの3.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.10の判定基準と同じ		
3.12	用途・積載量・定員等の標識	ロープ式エレベーターの3.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.11の判定基準と同じ		
3.13	停電灯装置（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの3.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.12の判定基準と同じ		
3.14	かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離（必要な場合）	ロープ式エレベーターの3.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.13の判定基準と同じ		
4 かご上					
4.1	かご上安全スイッチ（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.1の判定基準と同じ		
4.2	頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.2の判定基準と同じ		
4.3	上部リミット（強制停止）スイッチ（装置が必要な場合）	作動状況、作動位置及び取付状況	ロープ式エレベーターの4.3における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.3における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の判定基準と同じ	
4.4	ブランジャーリミットスイッチ（装置が必要な場合）	設置・作動状況	ブランジャーリミットスイッチが設けられていること並びに、作動状況を確認する	スイッチが作動カムから外れる恐れがあること	平成12年建設省告示第1423号第5号ハの規定に適合しないこと又は作動時にエレベーターが上昇運転できること
		作動位置	ブランジャーストップパーが作動する前にスイッチが作動することを確認する	—	スイッチより先にブランジャーストップパーが作動すること
		取付状況	触診で確認する	—	取付が堅固でないこと
4.5	ブランジャーストップパーで停止したときのかご頂部すき間（間接式）	すき間の状況	次の何れかで確認する ア. ブランジャーストップパーでかごを停止させ、かご頂部すき間を鋼製巻尺等で測定する イ. ブランジャーストップパーでかごを停止させ、かご床面と最上階の床面との距離を鋼製巻尺等で測定し、計算で算出する	—	昇降機の検査標準（JIS A 4302の5.3.3d）の基準値を満たしていないこと

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
4.6	頂部綱車（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.4の判定基準と同じ		
4.7	ブランジャー頂部綱車・鎖車（間接式）	外観の状況	目視で確認する	－	欠損、き裂があること
		音の状況	聴診で確認する	－	異常音があること
		取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
		鎖車の劣化状況	目視、聴診で確認する	－	鎖車の歯と駆動鎖とのかみ合いに異常があること
4.8	調速機ロープ（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.5の判定基準と同じ		
4.9	非常救出口	ロープ式エレベーターの4.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.6の判定基準と同じ		
4.10	かごのガイドシュー・ローラー	ロープ式エレベーターの4.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.7の判定基準と同じ		
4.11	ガイドレール・ブラケット	ロープ式エレベーターの4.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.9の判定基準と同じ		
4.12	ドアインターロックスイッチ	ロープ式エレベーターの4.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.10の判定基準と同じ		
4.13	乗場の戸及び敷居	ロープ式エレベーターの4.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.11の判定基準と同じ		
4.14	昇降路壁・囲い	ロープ式エレベーターの4.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.12の判定基準と同じ		
4.15	昇降路内の耐震対策	ロープガード等の状況及び突出物に対する保護措置の状況（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.13におけるロープガード等の状況及び突出物に対する保護措置の状況（装置が必要な場合）の判定基準と同じ		
		レールとのかかり代の状況	金属製直尺等で測定する	－	かご、ブランジャーガイドシュー又は外れ止めのかかり代が耐震基準を満たしていないこと
4.16	移動ケーブル及び取付部	ロープ式エレベーターの4.14の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.14の判定基準と同じ		
4.17	かごの戸の開閉機構（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.18の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.18の判定基準と同じ		
4.18	かご枠	ロープ式エレベーターの4.19の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.19の判定基準と同じ		
5	乗場				
5.1	乗場ボタン及び表示器	ロープ式エレベーターの5.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.1の判定基準と同じ		
5.2	非常解錠装置	ロープ式エレベーターの5.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.2の判定基準と同じ		
6	ピット				
6.1	緩衝器	ロープ式エレベーターの6.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.1の判定基準と同じ		
6.2	調速機ロープ用及びその他の張り車（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの6.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.2の判定基準と同じ		
6.3	ピット床	ロープ式エレベーターの6.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.3の判定基準と同じ		
6.4	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ	ロープ式エレベーターの6.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.4の判定基準と同じ		
6.5	底部安全距離確保スイッチ（ピット深さが1200mm未満の場合）	ロープ式エレベーターの6.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.5の判定基準と同じ		
6.6	かご非常止め装置（間接式）	機構部の状況、取付状況、キャッチ動作時のかごの水平度及び作動時・復帰時の構成機器の状況	ロープ式エレベーターの6.6における機構部の状況、取付状況、キャッチ動作時のかごの水平度及び作動時・復帰時の構成機器の状況の検査方法と同じ		
		作動状況	次の何れかで確認する ア. 主索・鎖が緩んだことを目視で確認する イ. 主索・鎖の緩み検出装置の作動で確認する	－	非常止め装置が作動しないこと
6.7	かご下綱車（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの6.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.7の判定基準と同じ		
6.8	シリンダー下綱車（装置が必要な場合）	外観の状況	目視で確認する	－	欠損、き裂があること
		音の状況	聴診で確認する	－	異常音があること
		取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	－	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
6.9	移動ケーブル及び取付部	ロープ式エレベーターの6.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.10の判定基準と同じ		
6.10	ピット内の耐震対策	ロープガード等の状況及び突出物に対する保護措置の状況（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの6.11におけるロープガード等の状況及び突出物に対する保護措置の状況（装置が必要な場合）の判定基準と同じ		
		レールとのかかり代の状況	金属製直尺等で測定する	－	かご、ガイドシュー又は外れ止めのかかり代が耐震基準を満たしていないこと
6.11	かご枠	ロープ式エレベーターの6.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.12の判定基準と同じ		
7	その他				
7.1	P波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの8.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.1の判定基準と同じ		
7.2	S波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの8.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.2の判定基準と同じ		
7.3	乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの8.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.3の判定基準と同じ		

(機械室なしエレベーター)

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準	
			要重点点検	要是正
1 共通				
1.1	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器	ロープ式エレベーターの1.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.5の判定基準と同じ
1.2		接触器・継電器・プリント基板(運転制御用)	ロープ式エレベーターの1.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.6の判定基準と同じ
1.3		ヒューズ	ロープ式エレベーターの1.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.7の判定基準と同じ
1.4		電動機主回路の絶縁	ロープ式エレベーターの1.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.8の判定基準と同じ
1.5		制御回路の絶縁 (一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く)	ロープ式エレベーターの1.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.9の判定基準と同じ
1.6		信号回路の絶縁 (一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く)	ロープ式エレベーターの1.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.10の判定基準と同じ
1.7		照明回路の絶縁	ロープ式エレベーターの1.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.11の判定基準と同じ
1.8		接地	ロープ式エレベーターの1.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.12の判定基準と同じ
1.9	制御盤扉等の開放スイッチ(制御盤扉等がかご・つり合おりの投影面積内に入らないものは除く)	設置・作動状況 片開き・観音開きタイプの制御盤扉等がかご・つり合おりの投影面積内に引出した場合にかごが動かないことを確認する	-	平12建告第1413号第1第四号の口の規定に適合しないこと又は作動しないこと
1.10	巻上機 減速歯車(ギヤレス式を除く)	ロープ式エレベーターの1.14の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.14の判定基準と同じ	
1.11	綱車・巻胴	ロープ式エレベーターの1.15の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.15の判定基準と同じ	
1.12		軸受	ロープ式エレベーターの1.16の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.16の判定基準と同じ
1.13		ブレーキ	ロープ式エレベーターの1.17の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.17の判定基準と同じ
1.14	電動機	ロープ式エレベーターの1.19の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.19の判定基準と同じ	
1.15	调速機(装置が必要な場合)	かご側	ロープ式エレベーターの2.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.1の判定基準と同じ
1.16		つり合おり側	ロープ式エレベーターの2.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.2の判定基準と同じ
1.17	はかり装置	ロープ式エレベーターの2.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.9の判定基準と同じ	
1.18	ブレーキ開放装置	設置・作動状況 昇降路の外から手動操作又は充電回路で作動状況を確認する	-	平12建告第1413号第1第四号の木の規定に適合しないこと又は手動操作の場合は制動装置を操作できないこと若しくはかごが動かないこと、充電回路の場合は充電回路で制動装置を開放できないこと
1.19	機器の耐震対策	ロープ式エレベーターの1.21の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.21の判定基準と同じ	
1.20	かご固定・下降防止装置等(駆動装置が昇降路底部にある場合)	設置・作動状況 かごの固定又は下降防止装置の状況を確認する	-	平12建告第1413号第1第四号の二の規定に適合しないこと又はかごの固定ができないこと若しくはかご固定装置がない場合は下降防止装置が設置できないこと
1.21	換気装置(装置が必要な場合)	設置・作動状況 作動状況を確認するとともに、起動設定温度があるものは設定温度を確認する	-	平12建告第1413号第1第四号のイの規定に適合しないこと又は起動設定温度が40度を超過して設定されていること
2 かご室				
2.1	かご室の周壁・天井及び床	ロープ式エレベーターの3.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.1の判定基準と同じ	
2.2	かごの戸及び敷居	ロープ式エレベーターの3.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.2の判定基準と同じ	
2.3	かごの戸のスイッチ(装置が必要な場合)	ロープ式エレベーターの3.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.3の判定基準と同じ	
2.4	ドアセフティ	ロープ式エレベーターの3.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.4の判定基準と同じ	
2.5	床合わせ補正装置及び着床装置	ロープ式エレベーターの3.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.5の判定基準と同じ	
2.6	車止め・光電装置等(自動車用)	ロープ式エレベーターの3.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.6の判定基準と同じ	
2.7	かご操作盤及び表示器	ロープ式エレベーターの3.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.7の判定基準と同じ	
2.8	外部への連絡装置	ロープ式エレベーターの3.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.9の判定基準と同じ	
2.9	かご内非常停止スイッチ	ロープ式エレベーターの3.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.10の判定基準と同じ	
2.10	用途・積載量・定員等の標識	ロープ式エレベーターの3.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.11の判定基準と同じ	
2.11	停電灯装置	ロープ式エレベーターの3.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.12の判定基準と同じ	
2.12	かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離	ロープ式エレベーターの3.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.13の判定基準と同じ	

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準	
			要重点点検	要是正
3 かご上				
3.1	かご上安全スイッチ	ロープ式エレベーターの4.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.1の判定基準と同じ	
3.2	頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.2の判定基準と同じ	
3.3	上部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ	ロープ式エレベーターの4.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.3の判定基準と同じ	
3.4 3.5 3.6	主索	ロープ式エレベーターの2.3, 2.4, 2.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.3, 2.4, 2.5の判定基準と同じ	
3.7	主索及び調速機ロープの端末と止め金具部（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの2.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.7の判定基準と同じ	
3.8	主索の緩み検出装置（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの2.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.8の判定基準と同じ	
3.9	頂部綱車	ロープ式エレベーターの4.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.4の判定基準と同じ	
3.10	調速機ロープ	ロープ式エレベーターの4.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.5の判定基準と同じ	
3.11	非常救出口	ロープ式エレベーターの4.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.6の判定基準と同じ	
3.12	かごのガイドシュー・ローラー	ロープ式エレベーターの4.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.7の判定基準と同じ	
3.13	ガイドレール・ブラケット	ロープ式エレベーターの4.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.9の判定基準と同じ	
3.14	ドアインターロックスイッチ	ロープ式エレベーターの4.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.10の判定基準と同じ	
3.15	乗場の戸及び敷居	ロープ式エレベーターの4.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.11の判定基準と同じ	
3.16	昇降路壁・囲い	ロープ式エレベーターの4.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.12の判定基準と同じ	
3.17	昇降路内の耐震対策	ロープ式エレベーターの4.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.13の判定基準と同じ	
3.18	移動ケーブル及び取付部	ロープ式エレベーターの4.14の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.14の判定基準と同じ	
3.19	つり合おもり各部（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.15の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.15の判定基準と同じ	
3.20	つり合おもり非常止め装置（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.16の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.16の判定基準と同じ	
3.21	つり合おもりのつり車（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.17の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.17の判定基準と同じ	
3.22	かごの戸の開閉機構	ロープ式エレベーターの4.18の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.18の判定基準と同じ	
3.23	かご枠	ロープ式エレベーターの4.19の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.19の判定基準と同じ	
4 乗場				
4.1	乗場ボタン及び表示器	ロープ式エレベーターの5.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.1の判定基準と同じ	
4.2	非常解錠装置	ロープ式エレベーターの5.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.2の判定基準と同じ	
4.3	制御盤扉の施錠（三方枠の一部に収納され鍵付きの場合）	扉の施錠の状況 扉を開錠、施錠し確認する	-	出入口戸の施錠、開錠ができないこと
5 ビット				
5.1	保守用停止スイッチ（駆動装置が昇降路底部にある場合）	動作状況	動作状況を確認する	平12建告第1413号第1第四号の二の規定に適合しないこと又は作動時にかごが動くこと若しくは自己保持しないこと
5.2	緩衝器	ロープ式エレベーターの6.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.1の判定基準と同じ	
5.3	調速機ロープ用及びその他の張り車（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの6.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.2の判定基準と同じ	
5.4	ビット床	ロープ式エレベーターの6.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.3の判定基準と同じ	
5.5	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ	ロープ式エレベーターの6.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.4の判定基準と同じ	
5.6	底部安全距離確保スイッチ（ビット深さが1200mm未満の場合）	ロープ式エレベーターの6.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.5の判定基準と同じ	
5.7	かご非常止め装置	ロープ式エレベーターの6.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.6の判定基準と同じ	
5.8	かご下綱車（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの6.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.7の判定基準と同じ	
5.9	つり合ロープ・鎖及び取付部（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの6.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.8の判定基準と同じ	
5.10	つり合おもり底部すき間	ロープ式エレベーターの6.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.9の判定基準と同じ	
5.11	移動ケーブル及び取付部	ロープ式エレベーターの6.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.10の判定基準と同じ	
5.12	ビット内の耐震対策	ロープ式エレベーターの6.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.11の判定基準と同じ	
5.13	駆動装置の主索保護カバー（保護カバー付きの場合）	取付状況 触診で確認する	-	取付けが堅固でないこと
5.14	かご枠	ロープ式エレベーターの6.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.12の判定基準と同じ	
6 その他				
6.1	P波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの8.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.1の判定基準と同じ	
6.2	S波感知装置及び地震時管制運転装置（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの8.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.2の判定基準と同じ	
6.3	乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの8.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.3の判定基準と同じ	

(直接油圧式ホームエレベーター等)

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準	
			要重点点検	要是正
1	機 械 室			
1.1	機械室への通路・出入口戸	機械室扉の施錠の状況、手すり（手すりが必要な場合）、機械室への通行の状況及び階段の状況	ロープ式エレベーターの1.1における機械室扉の施錠の状況、手すり（手すりが必要な場合）、機械室への通行の状況及び階段の状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.1における機械室扉の施錠の状況、手すり（手すりが必要な場合）、機械室への通行の状況及び階段の状況の判定基準と同じ
		機械室扉の自閉機能の状況	油圧式エレベーターの1.1における機械室扉の自閉機能の状況の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.1における機械室扉の自閉機能の状況の判定基準と同じ
1.2	機械室内の状況及び照明・換気装置	エレベーター以外の設備の状況、照明装置、換気装置（換気装置が必要な場合）、壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況及び機械室床及び機器の汚損の状況	ロープ式エレベーターの1.2におけるエレベーター以外の設備の状況、照明装置、換気装置（換気装置が必要な場合）、壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況及び機械室床及び機器の汚損の状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.2におけるエレベーター以外の設備の状況、照明装置、換気装置（換気装置が必要な場合）、壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況及び機械室床及び機器の汚損の状況の判定基準と同じ
		防油堤の状況、標識の状況及び消火設備の状況	油圧式エレベーターの1.2における防油堤の状況、標識の状況及び消火設備の状況の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.2における防油堤の状況、標識の状況及び消火設備の状況の判定基準と同じ
1.3	受電盤・制御盤	閉閉器・遮断器	ロープ式エレベーターの1.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.5の判定基準と同じ
1.4		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）	ロープ式エレベーターの1.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.6の判定基準と同じ
1.5		ヒューズ	ロープ式エレベーターの1.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.7の判定基準と同じ
1.6		電動機主回路の絶縁	ロープ式エレベーターの1.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.8の判定基準と同じ
1.7		制御回路の絶縁（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	ロープ式エレベーターの1.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.9の判定基準と同じ
1.8		信号回路の絶縁（一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	ロープ式エレベーターの1.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.10の判定基準と同じ
1.9		照明回路の絶縁	ロープ式エレベーターの1.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.11の判定基準と同じ
1.10		接地	ロープ式エレベーターの1.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.12の判定基準と同じ
1.11		空転防止装置	油圧式エレベーターの1.11の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.11の判定基準と同じ
1.12		階床選択機（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの1.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.13の判定基準と同じ
1.13	油圧パワーユニット	電動機・ポンプ	油圧式エレベーターの1.13の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.13の判定基準と同じ
1.14		圧力計（圧力センサと表示機能を含む）	油圧式エレベーターの1.14の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.14の判定基準と同じ
1.15		安全弁	油圧式エレベーターの1.15の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.15の判定基準と同じ
1.16		逆止弁	油圧式エレベーターの1.16の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.16の判定基準と同じ
1.17		流量制御弁（装置が必要な場合）	油圧式エレベーターの1.17の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.17の判定基準と同じ
1.18		手動下降弁（装置が必要な場合）	油圧式エレベーターの1.18の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.18の判定基準と同じ
1.19		油タンク	油圧式エレベーターの1.19の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.19の判定基準と同じ
1.20		ストップバルブ	油圧式エレベーターの1.21の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.21の判定基準と同じ
1.21		高圧ゴムホース（装置が必要な場合）	油圧式エレベーターの1.22の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.22の判定基準と同じ
1.22		機械室機器の耐震対策	油圧式エレベーターの1.23の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.23の判定基準と同じ
2	共 通			
2.1		圧力配管（確認可能な範囲に限る）	油圧式エレベーターの2.1の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの2.1の判定基準と同じ
2.2		圧力配管の耐震対策（確認可能な範囲に限る）	油圧式エレベーターの2.2の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの2.2の判定基準と同じ
2.3		はかり装置（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの2.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.9の判定基準と同じ
2.4		プランジャー	油圧式エレベーターの2.11の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの2.11の判定基準と同じ
2.5		シリンダー	油圧式エレベーターの2.13の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの2.13の判定基準と同じ
2.6		防火区画の壁貫通部（区画処理が必要な場合）	油圧式エレベーターの2.14の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの2.14の判定基準と同じ
3	かご室			
3.1		かご室の周壁・天井及び床	ロープ式エレベーターの3.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.1の判定基準と同じ
3.2		かごの戸及び敷居	ロープ式エレベーターの3.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.2の判定基準と同じ
3.3		かごの戸のスイッチ	ロープ式エレベーターの3.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.3の判定基準と同じ
3.4		ドアセフティ	ロープ式エレベーターの3.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.4の判定基準と同じ

(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準	
		要重点点検	要是正
3.5 戸開き状態で動作する予圧装置（装置が必要な場合）	油圧式エレベーターの3.5の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの3.5の判定基準と同じ	
3.6 床合わせ補正装置及び着床装置	ロープ式エレベーターの3.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.5の判定基準と同じ	
3.7 ドアゾーン行き過ぎ制限装置	油圧式エレベーターの3.7の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの3.7の判定基準と同じ	
3.8 かご操作盤及び表示器	ロープ式エレベーターの3.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.7の判定基準と同じ	
3.9 外部への連絡装置（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの3.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.9の判定基準と同じ	
3.10 かご内非常停止スイッチ	ロープ式エレベーターの3.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.10の判定基準と同じ	
3.11 用途・積載量・定員等の標識	ロープ式エレベーターの3.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.11の判定基準と同じ	
3.12 停電灯装置（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの3.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.12の判定基準と同じ	
3.13 かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離（必要な場合）	ロープ式エレベーターの3.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.13の判定基準と同じ	
4 かご上			
4.1 かご上安全スイッチ（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.1の判定基準と同じ	
4.2 頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.2の判定基準と同じ	
4.3 上部リミット（強制停止）スイッチ（装置が必要な場合）	作動状況、作動位置及び取付状況 ロープ式エレベーターの4.3における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.3における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の判定基準と同じ	
4.4 ブランジャーリミットスイッチ（装置が必要な場合）	油圧式エレベーターの4.4の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの4.4の判定基準と同じ	
4.5 非常救出口	ロープ式エレベーターの4.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.6の判定基準と同じ	
4.6 かごのガイドシュー・ローラー	ロープ式エレベーターの4.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.7の判定基準と同じ	
4.7 ガイドレール・ブラケット	ロープ式エレベーターの4.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.9の判定基準と同じ	
4.8 ドアインターロックスイッチ	ロープ式エレベーターの4.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.10の判定基準と同じ	
4.9 乗場の戸及び敷居	ロープ式エレベーターの4.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.11の判定基準と同じ	
4.10 昇降路壁・囲い	ロープ式エレベーターの4.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.12の判定基準と同じ	
4.11 昇降路内の耐震対策	レールとのかかり代の状況 油圧式エレベーターの4.15の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの4.15の判定基準と同じ	
5 乗場			
5.1 乗場ボタン及び表示器	ロープ式エレベーターの5.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.1の判定基準と同じ	
5.2 非常解錠装置	ロープ式エレベーターの5.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.2の判定基準と同じ	
6 ビット			
6.1 ビット床	ロープ式エレベーターの6.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.3の判定基準と同じ	
6.2 下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ	ロープ式エレベーターの6.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.4の判定基準と同じ	
6.3 底部安全距離確保スイッチ（ビット深さが1200mm未満の場合）	ロープ式エレベーターの6.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.5の判定基準と同じ	
6.4 かご下綱車（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの6.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.7の判定基準と同じ	
6.5 移動ケーブル及び取付部	ロープ式エレベーターの6.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.10の判定基準と同じ	
6.6 ビット内の耐震対策	油圧式エレベーターの6.10の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの6.10の判定基準と同じ	
6.7 かご枠	ロープ式エレベーターの6.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.12の判定基準と同じ	
7 その他			
7.1 乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの8.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.3の判定基準と同じ	

(ホームエレベーター等(油圧式以外))

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準	
			要重点点検	要是正
1 機械室(機械室がある場合)				
1.1	機械室への通路・出入口戸	ロープ式エレベーターの1.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.1の判定基準と同じ	
1.2	機械室内の状況及び照明・換気装置	ロープ式エレベーターの1.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.2の判定基準と同じ	
1.3	機械室床の貫通部	ロープ式エレベーターの1.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.3の判定基準と同じ	
2 共通				
2.1	開閉器・遮断器	ロープ式エレベーターの1.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.5の判定基準と同じ	
2.2	接触器・継電器・プリント基板(運転制御用)	ロープ式エレベーターの1.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.6の判定基準と同じ	
2.3	ヒューズ	ロープ式エレベーターの1.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.7の判定基準と同じ	
2.4	発電機・電動機主回路の絶縁(発電機は必要な場合)	ロープ式エレベーターの1.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.8の判定基準と同じ	
2.5	制御回路の絶縁 (一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く)	ロープ式エレベーターの1.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.9の判定基準と同じ	
2.6	信号回路の絶縁 (一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く)	ロープ式エレベーターの1.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.10の判定基準と同じ	
2.7	照明回路の絶縁	ロープ式エレベーターの1.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.11の判定基準と同じ	
2.8	接地	ロープ式エレベーターの1.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.12の判定基準と同じ	
2.9	制御盤扉等の開放スイッチ(制御盤扉等がかご・つり合おもりの投影面積内に入らないものは除く)	設置・作動状況	機械室なしエレベーターの1.9の検査方法と同じ	機械室なしエレベーターの1.9の判定基準と同じ
2.10	巻上機(ロープ式の場合)	減速歯車(ギヤレス式を除く)	ロープ式エレベーターの1.14の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.14の判定基準と同じ
2.11		綱車・巻胴	ロープ式エレベーターの1.15の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.15の判定基準と同じ
2.12		軸受	ロープ式エレベーターの1.16の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.16の判定基準と同じ
2.13		ブレーキ	ロープ式エレベーターの1.17の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.17の判定基準と同じ
2.14	そらせ車(装置が必要な場合)		ロープ式エレベーターの1.18の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.18の判定基準と同じ
2.15	電動機		ロープ式エレベーターの1.19の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.19の判定基準と同じ
2.16	機械室機器の耐震対策		ロープ式エレベーターの1.21の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.21の判定基準と同じ
2.17	調速機(装置が必要な場合)	かご側	ロープ式エレベーターの2.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.1の判定基準と同じ
2.18		つり合おもり側	ロープ式エレベーターの2.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.2の判定基準と同じ
2.19	主索(ロープ式の場合)		ロープ式エレベーターの2.3, 2.4, 2.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.3, 2.4, 2.5の判定基準と同じ
2.20				
2.21				
2.22	主索の張り(ロープ式の場合)		ロープ式エレベーターの2.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.6の判定基準と同じ
2.23	主索及び調速機ロープの端末と止め金具部(ロープ式の場合)		ロープ式エレベーターの2.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.7の判定基準と同じ
2.24	主索の緩み検出装置(装置が必要な場合)		ロープ式エレベーターの2.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.8の判定基準と同じ
2.25	主索の巻過ぎ検出装置(装置が必要な場合)	取付状況	触診で確認する	-
		作動状況	作動状況を確認する	-
2.26	はかり装置(装置が必要な場合)		ロープ式エレベーターの2.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.9の判定基準と同じ
2.27	救出装置		ロープ式エレベーターの1.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.4の判定基準と同じ
3 かご室				
3.1	かご室の周壁・天井及び床	ロープ式エレベーターの3.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.1の判定基準と同じ	
3.2	かごの戸及び敷居	ロープ式エレベーターの3.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.2の判定基準と同じ	
3.3	かごの戸のスイッチ	ロープ式エレベーターの3.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.3の判定基準と同じ	
3.4	ドアセフティ	ロープ式エレベーターの3.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.4の判定基準と同じ	
3.5	床合わせ補正装置及び着床装置(装置が必要な場合)	ロープ式エレベーターの3.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.5の判定基準と同じ	
3.6	かご操作盤及び表示器	ロープ式エレベーターの3.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.7の判定基準と同じ	
3.7	外部への連絡装置	ロープ式エレベーターの3.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.9の判定基準と同じ	
3.8	かご内非常停止スイッチ	ロープ式エレベーターの3.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.10の判定基準と同じ	

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準	
			要重点点検	要是正
3.9	用途・積載量・定員等の標識	ロープ式エレベーターの3.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.11の判定基準と同じ	
3.10	停電灯装置（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの3.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.12の判定基準と同じ	
3.11	かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離	ロープ式エレベーターの3.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.13の判定基準と同じ	
4 かご上				
4.1	かご上安全スイッチ	ロープ式エレベーターの4.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.1の判定基準と同じ	
4.2	上部緩衝器（装置が必要な場合）	腐食の状況	目視で確認する	－ 緩衝器本体及び取付部に顕著な腐食があること
		取付状況	触診で確認する	－ 取付が堅固でないこと
4.3	頂部安全距離確保スイッチ（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.2の判定基準と同じ	
4.4	上部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ	作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況	ロープ式エレベーターの4.3における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.3における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の判定基準と同じ
		ファイナルリミットスイッチの作動位置	つり合い重り又は巻胴式の場合のかごと緩衝器の隙間とスイッチの作動寸法の関係を確認する	－ トラクション式ではつり合いおもりがばね緩衝器又は緩衝材（ゴム等）に接するまでに作動しないこと、巻胴式ではかごがばね緩衝器又は緩衝材（ゴム等）に接するまでに作動しないこと
4.5	頂部綱車（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.4の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.4の判定基準と同じ	
4.6	调速機ロープ（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.5の判定基準と同じ	
4.7	非常救出口（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.6の判定基準と同じ	
4.8	かごのガイドシュー・ローラー	ロープ式エレベーターの4.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.7の判定基準と同じ	
4.9	かごつり車（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.8の判定基準と同じ	
4.10	ガイドレール・ブラケット	ロープ式エレベーターの4.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.9の判定基準と同じ	
4.11	ドアインターロックスイッチ	ロープ式エレベーターの4.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.10の判定基準と同じ	
4.12	乗場の戸及び敷居	ロープ式エレベーターの4.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.11の判定基準と同じ	
4.13	昇降路壁・囲い	ロープ式エレベーターの4.12の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.12の判定基準と同じ	
4.14	昇降路内の耐震対策	ロープ式エレベーターの4.13の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.13の判定基準と同じ	
4.15	移動ケーブル及び取付部	ロープ式エレベーターの4.14の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.14の判定基準と同じ	
4.16	つり合おもり各部（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.15の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.15の判定基準と同じ	
4.17	つり合おもり非常止め装置（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.16の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.16の判定基準と同じ	
4.18	つり合おもりのつり車（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの4.17の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.17の判定基準と同じ	
4.19	かごの戸の開閉機構	ロープ式エレベーターの4.18の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.18の判定基準と同じ	
4.20	かご枠	ロープ式エレベーターの4.19の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.19の判定基準と同じ	
5 乗場				
5.1	乗場ボタン及び表示器	ロープ式エレベーターの5.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.1の判定基準と同じ	
5.2	非常解錠装置	ロープ式エレベーターの5.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.2の判定基準と同じ	
6 ピット				
6.1	保守用停止スイッチ（駆動装置が昇降路底部にある場合）	動作状況 機械室なしエレベーターの5.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.1の判定基準と同じ	
6.2	緩衝器	ロープ式エレベーターの6.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.1の判定基準と同じ	
6.3	调速機ロープ用及びその他張り車（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの6.2の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.2の判定基準と同じ	
6.4	ピット床	ロープ式エレベーターの6.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.3の判定基準と同じ	
6.5	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット（強制停止）スイッチ	作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況	ロープ式エレベーターの6.4における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.4における作動状況、リミットスイッチの作動位置及び取付状況の判定基準と同じ
		ファイナルリミットスイッチの作動位置	かごと緩衝器の隙間とスイッチの作動寸法の関係を確認する	－ かごがばね緩衝器又は緩衝材（ゴム等）に接する前に作動しないこと
6.6	底部安全距離確保スイッチ（ピット深さが1200mm未満の場合）	ロープ式エレベーターの6.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.5の判定基準と同じ	
6.7	かご非常止め装置（ロープ式の場合）	ロープ式エレベーターの6.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.6の判定基準と同じ	
6.8	かご下綱車（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの6.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.7の判定基準と同じ	
6.9	つり合おもり底部すき間（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの6.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.8の判定基準と同じ	
6.10	移動ケーブル及び取付部	ロープ式エレベーターの6.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.9の判定基準と同じ	
6.11	ピット内の耐震対策	ロープ式エレベーターの6.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.10の判定基準と同じ	
6.12	かご枠	ロープ式エレベーターの6.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.11の判定基準と同じ	

	(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準	
			要重点点検	要是正
7	その他			
7.1	乗場戸遮煙構造（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの8.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの8.3の判定基準と同じ	

(小荷物専用昇降機)

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
1 機械室					
1.1	機械室への経路・点検口	機械室への経路の状況	目視で確認する	—	機械室への経路が確保されていないこと
		点検口の施錠の状況	扉を開錠、施錠して確認する	—	点検口の施錠、開錠ができないこと
1.2	点検用コンセント	設置状況	目視で確認する	—	コンセントが設置されていないこと
		劣化損傷の状況	目視で確認する	—	使用に支障があるような破損があること
		作動状況	点検灯・作業灯、テスターなどで通電状態を確認する	—	通電されていないこと
1.3	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器	ロープ式エレベーターの1.5の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの1.5の判定基準と同じ
1.4		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）（装置が設置されている場合）	ロープ式エレベーターの1.6の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの1.6の判定基準と同じ
1.5		ヒューズ	ロープ式エレベーターの1.7の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの1.7の判定基準と同じ
1.6		電動機主回路の絶縁	ロープ式エレベーターの1.8の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの1.8の判定基準と同じ
1.7		制御回路の絶縁 （一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	ロープ式エレベーターの1.9の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの1.9の判定基準と同じ
1.8		信号回路の絶縁 （一次側と二次側が電気的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	ロープ式エレベーターの1.10の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの1.10の判定基準と同じ
1.9		接地	ロープ式エレベーターの1.12の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの1.12の判定基準と同じ
1.10		減速歯車	油漏れの状況	目視で確認する	—
	音の状況		聴診で確認する	—	異常音があること
	振動の状況		聴診、触診で確認する	—	異常振動があること
	潤滑油の量・劣化状況・歯の状況（開放型）		ロープ式エレベーターの1.14の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの1.14の判定基準と同じ
1.11	綱車・巻胴	綱車	ロープ式エレベーターの1.15の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの1.15の判定基準と同じ
1.12		軸受	ロープ式エレベーターの1.16の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの1.16の判定基準と同じ
1.13		ブレーキ	油の付着状況、ブレーキコイルの発熱状況、構成機器の作動状況、作動時の状況（電気制動タイプ）、パッドの残存厚みの状況、パッドとドラム・ディスクとの接触状況及びブレーキ制動時のプランジャーの余裕ストロークの状況（ドラム式）	ロープ式エレベーターの1.17における油の付着状況、ブレーキコイルの発熱状況、構成機器の作動状況、作動時の状況（電気制動タイプ）、パッドの残存厚みの状況、パッドとドラム・ディスクとの接触状況及びブレーキ制動時のプランジャーの余裕ストロークの状況（ドラム式）の検査方法と同じ	—
	制動力の状況		無積載上昇時にブレーキ制動を行ない作動状況を確認する	—	ブレーキが作動せず停止しないこと
1.14	そらせ車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの1.18の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの1.18の判定基準と同じ
1.15	電動機		ロープ式エレベーターの1.19における音の状況、発熱の状況、振動の状況の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの1.19における音の状況、発熱の状況、振動の状況の判定基準と同じ
1.16	主索の緩み検出装置（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの2.8の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの2.8の判定基準と同じ
2 かご室					
2.1	かご室の周壁・天井及び床	かご室の状況	目視で確認する	—	変形、摩耗、錆び、腐食等により使用に支障をきたすこと
		使用材料の状況	目視で確認する	—	難燃材以上のものを使用していないこと
2.2	積載量の標識	標識の状況	目視で確認する	—	表示に誤りがあること
2.3	搭乗禁止の標識	標識の状況	目視で確認する	—	表示されていないこと
2.4	2方向同時開放警告装置（装置が必要な場合）	作動状況	2方向の扉を同時に開けて警報装置の作動を確認する	—	同時開放された場合に作動しないこと
3 最上階出し入れ口					
3.1	主索		ロープ式エレベーターの2.3の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの2.3の判定基準と同じ
3.2	主索の張り	張りの状況	主索を手で引き張りが同等か確認する	—	甚だしい不均等があること
3.3	主索の取付部		ロープ式エレベーターの2.7の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの2.7の判定基準と同じ
3.4	機械式スイッチ・近接スイッチ・光電スイッチなどの上部リミットスイッチ	作動状況	作動状況を確認する	—	作動時にかごが動くこと
		作動位置の状況	かごが最上階を行き過ぎて昇降路の頂部に衝突する前に停止することを確認する	—	かごが最上階を行き過ぎてでも停止せず昇降路の頂部に衝突すること又は衝突する恐れがあること
		取付状況	触診で確認する	—	取付が堅固でないこと
3.5	かごのガイドシュー・ローラー		ロープ式エレベーターの4.7の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの4.7の判定基準と同じ
3.6	かごつり車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.8の検査方法と同じ	—	ロープ式エレベーターの4.8の判定基準と同じ
4 各階出し入れ口					
4.1	出し入れ口枠・戸	劣化損傷の状況	目視で確認する	—	変形、摩耗、錆び、腐食等により安全上支障をきたすこと
		戸と出し入れ口枠との隙間	目視で確認する又は鋼製直尺で測定する	—	6mmを超えていること

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
	上下開き戸における戸の突合せ部分の隙間	戸が全閉した状態で目視で確認する又は鋼製直尺で測定する	—	2mm（難燃性ゴム使用の場合は4mm）を超えていること	
		上げ戸における戸と敷居の隙間	—	2mm（難燃性ゴム使用の場合は4mm）を超えていること	
		2枚上げ戸における戸と戸の隙間	—	6mmを超えていること	
		戸の開閉状況	—	戸の開閉動作が円滑でないこと	
4.2	操作ボタン・信号装置	作動状況	作動状況を確認する	—	操作ボタンおよび信号ボタン等が機能しないこと
4.3	走行停止ボタン・スイッチ	作動状況	かご走行中にボタンを押して確認する	—	作動せず、かごが停止しないこと
4.4	ドアスイッチ	取付け状況	触診で確認する	—	取付が堅固でないこと
		設置状況	目視で確認する	—	令第129条の13第三号の規定に適合しないこと
		作動状況	出し入れ口の戸が開いた（ドアスイッチが入らない）状態でかごが走行しないことを確認する	—	戸が開いた（全閉位置から30mm超の隙間がある）状態でかごが走行すること
		劣化損傷の状況	目視で確認する	—	著しい損傷、腐食、その他の劣化があること
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、戸のスイッチの不良が明確で、改善され
		4.5	ドアロック	取付け状況	触診で確認する
	ドアロック	設置状況	目視で確認する	—	令第129条の13第四号の規定に適合しないこと
		スイッチとロックの状況	作動状況を確認する	—	機械的ロックがかかる前に電機スイッチが入ること
		作動状況	かごがその戸の位置に停止していない状態で戸が手で開かないことを確認する	—	戸が手で開くこと
		劣化損傷の状況	目視で確認する	変形があること	著しい損傷、腐食、その他の劣化があること
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、戸のロックの不良が明確で、改善されていないこと
		4.6	戸開放防止警報装置	作動状況	戸を開放して3分以内で作動することを確認する ブザーは鳴動することを、ライトは点灯することを確認する 自動で閉まる扉は警報装置とみなし、動作することを確認する
4.7	ドアつりロープ及び取付部	ロープの状況	ロープ式エレベーターの3.2における連結ロープの状況（装置が必要な場合）の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.2における連結ロープの状況（装置が必要な場合）の判定基準と同じ	
4.8	積載量の標識	標識の状況	目視で確認する	—	表示に誤りがあること
4.9	搭乗禁止の標識	標識の状況	目視で確認する	—	表示されていないこと
4.10	ガイドレール・ブラケット		ロープ式エレベーターの4.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.9の判定基準と同じ	
5 最下階出し入れ口					
5.1	機械式スイッチ・近接スイッチ・光電スイッチなどの下部リミットスイッチ	作動状況	作動状況を確認する	—	作動時にかごが動くこと
		作動位置の状況	かごが最下階を行き過ぎてピット底部に衝突する前に停止することを確認する	—	かごが最下階を行き過ぎて停止せずピット床に衝突すること又は衝突する恐れがあること
		取付状況	触診で確認する	—	装置の取付が堅固でないこと
5.2	ピット床		ロープ式エレベーターの6.3の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの6.3の判定基準と同じ	
5.3	つり合おもり底部すき間（装置が必要な場合）	隙間の状況	ピット床（緩衝器が設置されている場合は緩衝器）とつり合おもり底部のすき間を目視で確認する	—	かごを最上階レベルに停止させた時に隙間がないこと
5.4	つり合おもり各部（装置が必要な場合）	取付状況	目視、触診で確認する	—	取付が確実でなく、おもり片の落下等の恐れや走行に支障をきたすこと
		劣化の状況	目視、聴診、触診で確認する	—	摺動部・回転部の摩耗によりかごの走行及び他の機器へ影響を及ぼす等、運行に支障があること
5.5	つり合おもりつり車（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.17の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.17の判定基準と同じ	
5.6	移動ケーブル及び取付部（装置が必要な場合）		ロープ式エレベーターの4.14の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.14の判定基準と同じ	
5.7	かご非常止め装置（装置が必要な場合）	機構部の状況及び取付状況	ロープ式エレベーターの4.16における機構部の状況及び取付状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.16における機構部の状況及び取付状況の判定基準と同じ	
		作動状況	目視で確認する	—	非常止め装置が作動しないこと
		復帰時の状況	目視で確認する	—	非常止め装置とガイドレールが接触していること
5.8	つり合おもり非常止め装置（装置が必要な場合）	機構部の状況及び取付状況	ロープ式エレベーターの4.16における機構部の状況及び取付状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの4.16における機構部の状況及び取付状況の判定基準と同じ	
		作動状況	目視で確認する	—	非常止め装置が作動しないこと
		復帰時の状況	目視で確認する	—	非常止め装置とガイドレールが接触していること

(段差解消機)

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準			
			要重点点検	要是正		
1 駆動装置 (油圧以外)						
1.1	電動機	ロープ式エレベーターの1.19の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.19の判定基準と同じ			
1.2	減速機	音の状況	聴診で確認する	異常音があること		
		振動の状況	聴診、触診で確認する	異常振動があること		
		潤滑油の量	オイルゲージ等を目視で確認する	ギヤオイル量がオイルゲージで示す範囲内でないこと		
		潤滑油の劣化状況	色・不純物を目視で確認する	ギヤオイルに基だしい変色・摩耗粉があること		
		油漏れの状況 (開封点検不可能なタイプ)	目視で確認する	オイルシールの油漏れがあること		
		発熱の状況 (開封点検不可能なタイプ)	触診で確認する	異常発熱があること		
		非常止め装置の動作状況 (間接駆動がある場合)	非常装置のキャッチを作動状態にしてかごを下降させるように操作しても下降しないことを確認する	間接駆動の連結機構が断たれたとき、非常止めが作動しないこと		
1.3	ブレーキ	油の付着状況、パッドとドラム・ディスクとの接触状況及びブレーキコイルの発熱状況 (開放型タイプ)	ロープ式エレベーターの1.17における油の付着状況、パッドとドラム・ディスクとの接触状況及びブレーキコイルの発熱状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.17における油の付着状況、パッドとドラム・ディスクとの接触状況及びブレーキコイルの発熱状況の判定基準と同じ		
		制動力の状況 (開放タイプ及び電動機内蔵型タイプ)	定格速度で下降中に動力を遮断したときの距離を確認する	定格積載量の1.25倍の負荷、定格速度の状態で作動したとき、制動距離が10cmを超えていること、又は無負荷、定格速度の状態で作動したとき、制動距離の基準値 (制動距離 (cm) = $10 G_2 / (G_2 + 1.25 P)$) ここに、P: 定格積載量、 G_2 : かご等の昇降する部分の固定荷重を示す) を超えていること		
		制動力の状況 (摩擦抵抗型タイプ)	定格速度で下降中に動力を遮断したときの距離を確認する	制動距離が昇降機の検査標準 (JIS A 4302) 5.6.1b) 4) の規定値を超えていること、又は無負荷、定格速度の状態で作動したとき、制動距離の基準値 (制動距離 (cm) = $10 G_2 / (G_2 + 1.25 P)$) ここに、P: 定格積載量、 G_2 : かご等の昇降する部分の固定荷重を示す) を超えていること		
1.4	1.5	主索	径の状況、素線切れの状況、摩耗粉の状況並びに損傷及び変形の状況	ロープ式エレベーターの2.3、2.4、2.5における径の状況、素線切れの状況、摩耗粉の状況並びに損傷及び変形の状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.3、2.4、2.5における径の状況、素線切れの状況、摩耗粉の状況並びに損傷及び変形の状況の判定基準と同じ	
張りの状況			主索を手で引き張りが同等か確認する	基だしい不均等があること		
1.6	1.7	主索の端末と止め金具部	ロープ式エレベーターの2.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの2.7の判定基準と同じ		
1.8			スプロケット型綱車	歯の欠損、き裂の状況	目視で確認する	歯に欠損、き裂があること
1.9				巻胴	主索の緩み検出装置の作動状況	作動状況を確認する
1.10	駆動方式	チェーン	巻胴の損耗状況	目視で確認する	欠損、き裂があること	
			ラックピニオン式	音の状況	聴診で確認する	異常音があること
				振動の状況	聴診、触診で確認する	異常振動があること
取付状況	触診で確認する	固定部に緩みがあること				
1.11	チェーンラックピニオン式	チェーン	歯の欠損、き裂の状況	目視で確認する	歯に欠損、き裂があること	
			部品の磨耗、取付状況	目視、触診で確認する	摩耗、偏摩耗、固定部の緩み、かみ合い状態の不具合等により動力伝達に支障をきたしていること	
			チェーンの張りの状況	チェーンを手で引き張りが同等か確認する	チェーンの張りに基だしい不均等があること	
1.12	スクリューナット式	チェーン	チェーンの伸びの状況	ノギスで任意の偶数リンクの長さを測定し、その任意の偶数リンクの基準長さから伸び率を確認又はチェーン伸びゲージを用いて伸び率を確認する	チェーンの伸びが基準長さに対して1.5%を超えていること	
			音の状況	聴診で確認する	異常音があること	
			振動の状況	聴診、触診で確認する	異常振動があること	
		部品の磨耗状況	目視、触診で確認する	摩耗、偏摩耗、固定部の緩みがあること		

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
2	駆動装置（油圧式）				
2.1	空転防止装置 （装置が必要な場合）	作動状況 前回検査からの不具合と改善の状況	○ストップバルブを閉じ上昇運転を行い、自動的に電動機の運転を3分以内に停止することを確認する（ストップバルブ付の場合） ○機械的にロックする位置まで上昇させた状態で運転させて保護回路が3分以内に作動することを確認する（ストップバルブなし） 油圧式エレベーターの1.11の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.11の判定基準と同じ	平成12年建設省告示第1423号第6第三号の構造に適合しないこと
2.2	パワーユニット 取付	パワーユニットの状況	目視で確認する	-	パワーユニットの転倒、移動防止ストッパーの取付に不具合があること
		油圧配管の状況	目視で確認する	-	圧力配管の固定や振動、衝撃緩和措置に不具合があること
		油圧配管貫通部の状況	固定状態、貫通部の処理状態を目視で確認する	-	圧力配管の壁や床等の貫通部への措置に不具合があること
2.3	電動機・ポンプ		油圧式エレベーターの1.13の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.13の判定基準と同じ	
2.4	安全弁	設置・作動状況	ストップバルブ付きのものはストップバルブを閉じ上昇運転させ安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する ストップバルブが設置されていない場合は機械的にロックする位置まで上昇させた状態で運転させ安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する	-	平成12年建設省告示第1423号第6第三号の規定に適合しないこと又は安全弁作動圧力の銘板値がある場合はその値を超えていないこと
2.5	逆止弁	設置・作動状況	かごを下降運転し、その運転中に動力用電源を遮断してかごが停止することを確認する	-	平成12年建設省告示第1423号第6第三号の構造に適合しないこと
2.6	手動下降弁（装置が必要な場合）		油圧式エレベーターの1.18の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.18の判定基準と同じ	
2.7	流量制御弁	作動状況	油圧式エレベーターの1.17の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.17の判定基準と同じ	
2.8	圧力計（圧力センサと表示機能を含む）	設置状況	目視で確認する	-	平成12年建設省告示第1429号第1第一号の規定に適合しないこと
		損傷・作動状況	目視で確認すると共に圧力計の作動状況を確認する	-	圧力表示に影響があるような損傷があること又は作動しないこと
2.9	油タンク		油圧式エレベーターの1.19の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.19の判定基準と同じ	
2.10	作動油温度抑制装置（装置が必要な場合）	設置・起動設定温度の状況	温度スイッチ又はセンサー等の有無により装置が設けられていることを目視で確認すると共に、その起動設定温度が規定値内であるか確認する（起動設定温度が容易に確認できるものに	-	平成12年建設省告示第1423号第4第二号ハの規定に適合しないこと
		作動状況	起動設定温度を操作し作動することを確認する（起動設定温度の変更で確認できない場合は起動信号を入力し確認する	-	装置が作動しないこと
2.11	圧力配管（確認可能な範囲に限る）	取付状況	油圧式エレベーターの2.1の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの2.1の判定基準と同じ	
2.12	油圧ゴムホース （装置が必要な場合）		油圧式エレベーターの1.22の検査方法と同じ	油圧式エレベーターの1.22の判定基準と同じ	
2.13	パンタグラフ式（下枠・アーム）	かごの保持状況	上部乗り場で、かごの前後又は左右におおむね65kgの偏荷重を掛け、かご床の水平度を目視で確認する又は測定する	-	かご床の水平度が1/30を超えていること
		下枠・アーム部の状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	-	打検で濁音がすること等により、支点部の異常、軸締付ナットに緩みがあること
2.14	ブランジャー	錆び・傷等の状況	目視で確認する	-	著しい錆びや傷があり、運行に支障をきたしていること
2.15	シリンダー		油圧式エレベーターの2.13に準じる	油圧式エレベーターの2.13に準じる	
3	共通				
3.1	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器	ロープ式エレベーターの1.5の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.5の判定基準と同じ	
3.2		接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）	ロープ式エレベーターの1.6の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.6の判定基準と同じ	
3.3		ヒューズ	ロープ式エレベーターの1.7の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.7の判定基準と同じ	
3.4		電動機主回路の絶縁	ロープ式エレベーターの1.8の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.8の判定基準と同じ	
3.5		制御回路の絶縁 （一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	ロープ式エレベーターの1.9の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.9の判定基準と同じ	
3.6		信号回路の絶縁 （一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	ロープ式エレベーターの1.10の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.10の判定基準と同じ	
3.7		接地 （装置が必要な場合）	二次側の片側接地タイプの接地状況（電動機主回路が200V以上のもの）	ロープ式エレベーターの1.11の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの1.11の判定基準と同じ

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
3.8	非常救出装置（装置が必要な場合）	手巻きハンドル等の設置状況（手巻きハンドルを用いるタイプ）	目視で確認する	—	手巻きハンドル等が装備されていないこと
		制動装置の手动による開放状況（制動装置開放タイプ）	手动による作動状況を確認する	—	かごが救出できる位置まで移動しないこと
		補助バッテリー回路の作動状況（バッテリーによる救出運転タイプ）	補助バッテリー回路で作動状況を確認する	—	かごが救出できる位置まで移動しないこと
		専用救出用具の設置状況（渡し板等の専用救出用具を用いるタイプ）	目視で確認する	—	専用救出用具が装備されていないこと
4					
4.1		かご室の側壁及び床（装置が必要な場合）	ロープ式エレベーターの3.1の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.1の判定基準と同じ	
4.2	戸又は遮断棒（装置が必要な場合）	戸又は遮断棒の状況	目視で確認する	—	平成12年建設省告示第1413号第1第七号イ（2）の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、錆び、腐食等により運行に支障をきたしていること
		開閉状況	目視で確認する	—	開閉動作が不良であること
4.3	戸又は遮断棒のスイッチ（装置が必要な場合）	ガラスの破損確認	目視で確認する	—	ガラスに欠損、ひび割れがあること
		スイッチの作動状況	乗降位置で徐々に閉じ動作位置を目視で確認する	—	平成12年建設省告示第1413号第1第七号ニ（1）の規定に適合しないこと又は戸、遮断棒が閉じていない状態で、かごが昇降すること
		取付状況	触診で確認する	—	装置の取付がビスやボルトに緩みがあること
		配線の取付状況	目視で確認する	—	配線の取付に不具合があること
4.4	操作盤スイッチ及び表示器	前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、機器の不良が明確で、改善されていないこと
		各スイッチの作動状況	ロープ式エレベーターの3.7における各スイッチの作動状況、操作箱の施錠状況（施錠付きの場合）及び表示器の状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの3.7における各スイッチの作動状況、操作箱の施錠状況（施錠付きの場合）及び表示器の状況の判定基準と同じ	
4.5	リモートコントロールスイッチ（装置が必要な場合）	各スイッチの作動状況	各スイッチを操作し正常に機能することを確認する	—	押しボタン、スイッチ類の機能が作動しないこと
		作動状況	非常停止スイッチ作動時に運転できないことを確認する	—	かご操作ボタンの停止機能が優先されないこと
4.6	外部への連絡装置（装置が必要な場合）	作動状況	通電時、停電時共に外部と連絡できるかを確認する	—	通話装置又は警報ベル等の連絡装置が作動しないこと
		操作の状況	操作が容易にできるかを確認する	—	通話装置又は警報装置等の連絡装置が容易に操作できないこと
		電池の状況	目視で確認する	—	電池に液漏れがあること
4.7	非常停止スイッチ	作動状況	スイッチ動作時に運転できないことを確認する	—	平成12年建設省告示第1423号第6第七号の規定に適合しないこと又は作動しないこと
		動作状況	非常停止スイッチから手を放しても上昇、又は下降運転しないことを確認する	—	スイッチから手を放すと、再起動すること
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、機器の不良が明確で、改善されていないこと
4.8	積載量の標識	標識の状況	目視で確認する	—	平成12年建設省告示第1413号第1第七号ロの規定に適合しないこと又は標示に誤りがあること
4.9	車止め（装置が必要な場合）	取付状況	触診で確認する	—	車止めの機能に不具合があること
4.10	渡し板及び跳ね上げ機構（装置が必要な場合）	渡し板の状況	目視で確認する	—	平成12年建設省告示第1413号第1第七号ハ（2）の規定に適合しないこと又は渡し板に変形、摩耗、錆び腐食等により乗降に支障をきたしていること
		作動状況	渡し板の跳ね上げ機構が正常に作動することを確認する	—	渡し板の跳ね上げ機構が機能しないこと
4.11	非常止め装置（装置が必要な場合）	作動状況	キャッチ動作時にブレーキを解放しても動かないことを確認する 但し、キャッチがレールを損傷させ、レールの交換が必要になる恐れがある構造の場合は、非常止め機構が正常に動作すること	—	非常止め装置が作動しないこと
		キャッチ動作時のかごの水平度	目視で確認する又は測定する	—	非常止め装置が動作した状態でかごの床の水平が $1/30$ を超えていること
		損傷の状況	目視で確認する	—	機構部に損傷、腐食、その他の劣化があること
		取付状況	目視で確認する	—	装置の取付ビスやボルトに緩みがあること
		非常止めとレールの接触状況	試験後の接触音を聴診で確認する	—	非常止め装置がガイドレールと接触していること
4.12	ガイドローラー	取付状況	触診で確認する	—	取付が堅固でないこと
		摩損の状況	かごを走行させ目視、聴診、触診で確認する	—	回転部の磨耗によりかごの走行及び他の機器へ影響を及ぼす等、運行に支障があること

	(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
4.13	かごの折りたたみ機構 (装置が必要な場合)	作動状況 (手動式タイプ) 作動状況 (電動式タイプ)	かご開閉位置以外で昇降できないことを確認する 鍵を使用しない状態で、かごの開閉ボタンを押しかが開閉しないことを確認する はさまれ検知状態で、かごの開閉ボタンを押しかが開閉しないことを確認する かごに人が乗った状態で、かごの開閉ボタンを押しかが折りたたまないことを確認する	- - - -	かごの開閉状態が正規の位置でなくても、かごが運行すること 鍵を用いなくても開閉すること 開閉中に人が挟まれても停止しないこと かごに人が乗っている状態でも折りたたむこと
4.14	かごの着脱機構 (装置が必要な場合)	取付状況 インターロックの状況 損耗の状況	機械的ロックが作動することを確認する 作動状況を確認する 目視で確認する	- - -	機械的ロックが掛からないこと 機械的ロックが掛かる前に電気スイッチが入ること 機構部品に著しい損傷、腐食、その他の劣化があること
4.15	運転キー	作動状況 管理方法の状況	運転キースイッチの作動状態を確認する 運転キースイッチが正しく管理されていることを確認する	- -	平成12年建設省告示第1413号第1第七号ニ(4)の規定に適合しないこと又は作動しないこと 鍵の管理が不適切であること
5	乗場・昇降路				
5.1	乗場操作盤	ロープ式エレベーターの5.1における押しボタンの作動状況の検査方法と同じ	ロープ式エレベーターの5.1における押しボタンの作動状況の判定基準と同じ		
5.2	戸又は遮断棒のスイッチ (装置が必要な場合)	スwitchの作動状況 取付状況 配線の取付状況 前回検査からの不具合と改善の状況	乗降位置で徐々に閉じ動作位置を目視で確認する 触診で確認する 目視で確認する 不具合と改善状況の報告書を確認する	- - - -	平成12年建設省告示第1413号第1第七号ニ(1)の規定に適合しないこと又は戸、遮断棒が閉じていない状態で、かごが昇降すること 装置の取付がビスやボルトに緩みがあること 配線の取付に不具合があること 前回検査以降に不具合があり、機器の不良が明確で、改善されていないこと
5.3	ドアロック (装置が必要な場合)	インターロックの状況 取付状況 ドアロックの開錠状況 (電気式開錠タイプ) ドアロックの開錠状況 (機械式開錠タイプ)	電気スイッチが入る前に機械的ロックが掛かることを確認する 触診で確認する かごを乗り場停止位置以外で停止させ、ドアロックが開錠しないことを確認する かごを乗り場停止位置から5cmを超える位置で停止させ、ドアロックが開錠しないことを確認する	- - - -	機械的ロックが掛かる前に電気スイッチが入ること 装置の取付ビスやボルトに緩みがあること かごが乗り場に停止する前に開錠すること 乗り場停止位置から5cmを超える位置で開錠すること
5.4	非常停止スイッチ	作動状況 動作状況 前回検査からの不具合と改善の状況	スwitch動作時に運転できないことを確認する 非常停止スイッチから手を放しても上昇、又は下降運転しないことを確認する 不具合と改善状況の報告書を確認する	- - -	平成12年建設省告示第1423号第1第七号の規定に適合しないこと又は作動しないこと スwitchから手を放すと、再起動すること 前回検査以降に不具合があり、機器の不良が明確で、改善されていないこと
5.5	乗場の戸又は遮断棒 (装置が必要な場合)	戸又は遮断棒の状況 開閉状況 ガラスの破損確認	目視で確認する 目視で確認する 目視で確認する	- - -	平成12年建設省告示第1413号第1第七号ハ(1)の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、錆び、腐食等により運行に支障をきたしていること 開閉動作が不良であること ガラスに欠損、ひび割れがあること
5.6	リミットスイッチ	作動状況 作動位置 取付状況	押しボタンスイッチを操作し、かごが停止すること、または上昇・下降(ファイナルリミットスイッチの場合)用ボタンを押しして運転しないことを確認する リミットスイッチの動作位置にて乗降が容易に行えることを確認する 触診で確認する	- - -	平成12年建設省告示第1423号第5号の規定に適合しないこと又は動作しないこと 作動位置が適当でないこと 装置の取付ビスやボルトに緩みがあること
5.7	移動ケーブル又はトrolley及びその取付 (装置が必要な場合)	ケーブルの軌跡状況 取付状況	運転時のケーブルの動きを目視で確認する 目視、触診で確認する	- -	ケーブルが他の機器、突出物、床、階段等と接触し、損傷を受ける恐れがある場合又は損傷していること ケーブル端部及び引止め部に不具合があること
5.8	昇降路側壁等の囲い (装置が必要な場合)	囲いの状況	目視で確認する	-	平成12年建設省告示第1413号第1第七号ハ(1)、(3)の規定に適合しないこと又は昇降路壁のき裂、漏水や突出物等により利用者が危害を受ける恐れがあること
5.9	ガイドレール、ブラケット (装置が必要な場合)	取付状況 ガイドレールの芯ズレ	ロープ式エレベーターの4.9における取付状況の検査方法と同じ 試乗して確認する	- -	ロープ式エレベーターの4.9における取付状況の判定基準と同じ ガイドレールの芯ズレ等で走行中に著しいかご振動があること
5.10	ガイドレール、駆動装置等のカバー (装置が必要な場合)	取付状況	触診で確認する	-	固定部の緩み、変形、破損等により利用者が危害を受ける恐れがあること

	(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
5.11	障害物検出装置 (装置が必要な場合)	接触式障害物検出装置の作動状況	障害物に接触したとき、装置が動作することを確認する	—	障害物に接触しても作動しないこと
		非接触式障害物検出装置の作動状況	障害物を検出したとき、装置が動作することを確認する	—	障害物が接触する前に作動しないこと
		障害物除去後の作動状況	操作ボタンを押し直さなければ昇降しないことを確認する	—	除去後、再び操作ボタンを押さなくても、かごが昇降すること
5.12	折りたたみレール (装置が必要な場合)	ジョイント部の状況	試乗して確認する	—	ジョイント部のすき間、段差、芯ずれにより走行中に着しいかご振動があること
		ストッパーの状況 (電気式の場合)	レールを折りたたんだまま走行し停止することを確認する	—	進入防止用安全スイッチが作動しないこと
		ストッパーの状況 (機械式の場合)	触診で確認する	—	進入防止用ストッパーに不具合があること

(いす式階段昇降機)

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準			
			要重点点検	要是正		
1	駆動装置					
1.1	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器	ロープ式エレベーターの1.5の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.5の判定基準に同じ		
1.2		接触器・継電器・プリント基板(運転制御用)	ロープ式エレベーターの1.6の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.6の判定基準に同じ		
1.3		ヒューズ	使用状況	ロープ式エレベーターの1.7の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.7の判定基準に同じ	
1.4		絶縁	電動機主回路	ロープ式エレベーターの1.8の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.8の判定基準に同じ	
1.5			制御回路 (一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く)	ロープ式エレベーターの1.9の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.9の判定基準に同じ	
1.6		信号回路 (一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く)	ロープ式エレベーターの1.10の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.10の判定基準に同じ		
1.7		接地 (装置が必要な場合)	二次側の片側接地タイプの接地状況(電動機主回路が200V以上のもの)	ロープ式エレベーターの1.11の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.11の判定基準に同じ	
1.8	電動機	ロープ式エレベーターの1.19の検査方法に同じ	ロープ式エレベーターの1.19の判定基準に同じ			
1.9	減速機	段差解消機の1.2の検査方法に同じ	段差解消機の1.2の判定基準に同じ			
1.10	ブレーキ	段差解消機の1.3の検査方法に同じ	段差解消機の1.3の判定基準に同じ			
1.11	駆動方式	摩擦式(駆動ローラ)	駆動ローラの状況	試乗して動作状態を確認する	—	ローラの磨耗、損傷により走行できないこと
1.12		ラックピニオン式	段差解消機の1.9の検査方法に同じ	段差解消機の1.9の判定基準に同じ		
1.13		チェーンスプロケット式	段差解消機の1.10の検査方法に同じ	段差解消機の1.10の判定基準に同じ		
1.14		チェーンラックピニオン式	段差解消機の1.11の検査方法に同じ	段差解消機の1.11の判定基準に同じ		
1.15	駆動装置等のカバー (装置が必要な場合)	取付状況	触診で確認する	—	固定部の緩み、変形、破損等により利用者が危害を受ける恐れがあること	
1.16	非常止め装置 (装置が必要な場合)	段差解消機の4.11の検査方法と同じ	段差解消機の4.11の判定基準と同じ			
1.17	ガイドローラー	段差解消機の4.12の検査方法と同じ	段差解消機の4.12の判定基準と同じ			
1.18	リミットスイッチ	作動状況	押しボタンスイッチを操作しかごが停止すること、ファイナルリミットスイッチの場合は上昇・下降用ボタンを押して運転しないことを確認する	—	平成12年建設省告示第1423号第7第四号の規定に適合しないこと又は作動しないこと	
		作動位置	リミットスイッチの作動位置にて乗降が容易に行えることを確認する	—	作動位置が適当でないこと	
		取付状況	触診で確認する	—	装置の取付ビスやボルトに緩みがあること	
1.19	バッテリー	作動電圧の状況	電圧計等で電圧を測定する	—	定格電圧が得られないこと	
		外観の状況	目視で確認する	—	電解液漏れ、外観異常があること	
		端子部の状況	触診で確認する	—	端子部に緩みがあること	
		給電部の絶縁処置	目視で確認する	—	通常の使用状態において、給電部に容易に触れられること	
2	いす 関係					
2.1	いす部	いす部の固定状況	目視、触診で確認する	—	いす部の固定部に緩み、変形、破損、錆び、腐食等により運行に支障があること	
2.2	いす操作盤のボタン等	押ボタン又は操作レバーの作動状況	押ボタン又は操作レバーを操作し、操作し続けている間のみ昇降することを確認する	—	押ボタン又は操作レバーから手を離しても停止しないこと	
2.3	いすの回転装置 (装置が必要な場合)	回転装置の状況	機械的ロックが作動することを確認する	—	機械的ロックが掛からないこと	
		インターロックの状況	作動状況を確認する	—	機械的ロックが掛かる前に電気スイッチが入ること	
2.4	積載量の標識	標識の状況	目視で確認する	—	令第129条の6第五号の規定に適合しないこと又は標示に誤りがあること	
2.5	障害物検出装置	段差解消機の5.11の検査方法と同じ	段差解消機の5.11の判定基準と同じ			
2.6	運転キースイッチ (装置が必要な場合)	運転キースイッチの作動状況	運転キースイッチがONのときに昇降し、OFFのときに昇降しないことを確認する	—	作動しないこと	
		管理方法の状況	運転キースイッチが正しく管理されていることを確認する	—	鍵の管理が不適切であること	
2.7	安全ベルト等	安全ベルトの状況	目視で確認する	—	ベルトの変形、破損により、切断するおそれがあること又は切断していること	
		保持機能の状況	バックルが装着できること、及び保持することを確認する	—	バックルが装着できないこと	
		取付状況	触診で確認する	—	装置の取付ビスやボルトに緩みがあること	
2.8	いす折りたたみ機構	作動状況	目視で確認する	—	いすの開閉状態が正規の位置を保持できないこと	

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
	(装置が必要な場合)	損傷の状況	目視で確認する	—	機構部品に基だしい異常があり、正規の位置を保持できないこと
3 乗場・階段					
3.1	乗場呼び・送りボタン (装置が必要な場合)	押ボタン又は操作レバーの作動状況	押ボタン又は操作レバーを操作し、操作し続けている間のみ昇降することを確認する	—	押ボタン又は操作レバーから手を離しても停止しないこと
3.2	リモートコントロールスイッチ (装置が必要な場合)	段差解消機の4.5の検査方法と同じ	段差解消機の4.5の判定基準と同じ	—	
3.3	ガイドレール、ブラケット	段差解消機の5.9の検査方法と同じ	段差解消機の5.9の判定基準と同じ	—	
3.4	折りたたみレール (装置が必要な場合)	段差解消機の5.12の検査方法と同じ	段差解消機の5.12の判定基準と同じ	—	
3.5	移動ケーブル又はトrolley及びその取付 (装置が必要な場合)	段差解消機の5.7の検査方法と同じ	段差解消機の5.7の判定基準と同じ	—	
3.7	充電装置 (装置が必要な場合)	充電の状況	規定の位置で充電することを確認する	—	充電できないこと
		端子部の状況	触診で確認する	—	端子部に緩みがあること
		接触子の状況	目視で確認する	—	接触子に変形、摩耗、錆び、腐食があること